

守山市を舞台とした共創プロジェクト創出
および次世代起業家育成支援業務 特記仕様書

1 業務の方針

本市は、令和2年度から地方創生総合戦略に若い世代の雇用創出や地域活性化の観点から「起業創業の支援」を位置づけ、「起業家の集まるまち、守山市」をキーワードに市を挙げた起業支援機運の醸成、支援体制構築、また将来を支える若い世代への起業家教育の推進に取り組んできました。

昨今はこれまでの継続的な取組から市内外の起業家や企業からの市の認知度が高まり、本市を軸とした起業家間および起業家と企業、投資家との交流促進や連携事業の創出が進む中、こうした本市にかかわる起業家や企業の持つ技術やサービスを地域の産業振興や市民生活の質の向上につなげるべく、令和6年度から「守山を実証実験のフィールドに！」の実現に向け本市を舞台とする民主導、官民連携の取組が進むよう現在取組みを進めているところです。

本業務は、本市を舞台とした起業家や企業の交流機会の創出と官民連携によるプロジェクトの実施による地域課題の解決につなげるとともに、本市の若い世代がプロジェクトに参画する過程で、地域や社会の課題について起業家や企業と考える機会、技術やサービスを活用した解決策の検討・実行に対するリアルな学びの場を通して起業家精神を養う機会につなげることで、地域を挙げた官民連携による起業支援体制の機運醸成を目的に実施するものです。

2 本業務の概要

- (1) 地域課題解決に向けたプロジェクト（以下、「プロジェクト」という。）の創出およびプロジェクトへの学生参画に向けた年間実施事業の企画、計画
- (2) プロジェクトの組成・実施
- (3) プロジェクトに対する学生参画の体制の整備と参画プログラムの実施・運営
- (4) プロジェクトおよび学生参画プログラムの振り返り会議
- (5) WEB・SNSを活用した情報発信と見える化支援

3 履行期間

契約締結日から令和8年3月19日まで

4 業務の内容

- (1) 地域課題解決に向けたプロジェクトの創出およびプロジェクトへの学生参画に向けた年間実施事業の企画、計画
 - ア 本事業では、以下2点の事業を受注者により行うこととし、年間の事業計画および

び広報戦略を立案すること。

(ア) 本市を舞台とした、守山市民や地域事業者の課題解決に資する共創プロジェクトを2件以上組成し、プロジェクトの組成段階から実施に向けた調整、伴走支援、情報発信や成果報告までを受注者により一貫して取り組むこと

(イ) 伴走支援の過程で本市在住・通学の中学生・高校生、大学生（以下、「学生」という。）が参画できる体制を整え、起業家教育を養うプログラムを組成し、学生の公募・管理、伴走支援を行うこと。

イ 前述ア(ア)において、組成するプロジェクトは原則として実施する事業者とプロジェクトを公募する形式で行うこと。なお、テーマや参加者の募集・決定方法については、受注者により決定することとし、伴走支援に学生協力・参画を前提とすることについては、プロジェクト募集段階で必ず周知すること。

ウ 前述ア(イ)において、学生募集に向けた周知方法や時期、またプロジェクト参画時の連絡方法や参画のかかわり方について企画内容をまとめることとし、上記履行期間内の学生の状況把握やサポートのみならず、プロジェクトの事前説明や参画後の振り返り会議の実施など、参画前後での学生の変化をモニタリングできるアンケート等の手法についても検討すること。

エ 業務期間中の進行スケジュールを整理し、実施企画内容とともに計画書にまとめ、契約後、発注者と協議のうえ調整・作成し提出、事前に発注者と協議し、発注者が認めただうえで実施すること。各事業の実施の時期等については、他の市の実施する事業の進捗状況等を鑑みながら、適宜適切な実施時期となるよう配慮すること。

(2) プロジェクトの組成・実施

ア 本市の課題解決に資するプロジェクトを公募形式で募り、2件以上組成すること。プロジェクトの例は以下のとおり、ただし発注者と協議の上、受注者の企画提案により変更が好ましいと思われる場合は、変更を認める。

(ア) 守山市内で活動（事業）をする起業家、企業、団体が持つ課題の解決に資するもの、もしくは市内を舞台に展開する新規事業の企画・検討

(イ) 守山市内を舞台とした市外の起業家、企業または大学等教育機関等による、社会・地域課題の解決に資する技術・サービスを活用した実証実験

イ 前述アについて、原則として単なるアンケートやデータの収集や調査については認めず、具体的な事業の展開が見込めるもののみをプロジェクトとして認め、また業務履行期間内に完了しないものは認めない。

ウ プロジェクト募集にかかるテーマ、参加者募集・集客に向けたターゲット層の選定、募集の手法および募集の期間は受注者により決定し、発注者と協議の上、都度決定することとする。プロジェクト組成や募集に関連して、市からの情報提供や技術的

な助言等が必要な場合は、受注者の求めにより適宜対応する。

- エ プロジェクト決定に向けた審査・採択の決定については、受注者によることとするが、採択者および不採択者が採択決定について公平性が担保され、合意形成が図られるよう、審査手法、審査過程および参加者への結果の連絡や公表時期・方法については十分に配慮すること。
- オ プロジェクト募集の受付については、受注者により WEB ページや申込フォームを用意し、申込者の受付・情報の管理を行うこと。適宜進捗状況等について市へ報告するものとし、また質問や個別問い合わせについては丁寧に対応すること。なお、申請者らへの回答等において市と協議が必要な場合は、適宜市において協議の上対応することとする。
- カ 採択したプロジェクトおよび実施事業者については、受注者によりプロジェクト完了まで伴走支援を行うこととする。企画実施および伴走支援の過程で、各プロジェクトにおける行政や地域企業、団体等との調整、フィールドの調整や情報共有、助言について丁寧かつ適切に行い、実施事業者との連絡体制、進捗管理体制についても受注者により整備すること。
- キ 実施における広報に関しては、原則として受注者により行うこととするが、市によるプレスリリースや市ホームページ、SNS等での発信については、時期、方法、掲載内容等について技術的な支援、助言を適宜行うこと。

(3) プロジェクトに対する学生参画体制の整備と参画プログラムの実施・運営

- ア 上述(2)のプロジェクトに対して、伴走支援参加をする本市在住・在学の学生を対象に公募し、伴走の過程で起業家精神を養うプログラムを受注者により企画・運営することとする。
- イ プログラムの内容は、「プログラム実施にかかる事前説明」、「プロジェクトの伴走支援」および「プログラムの振り返り」を基本とする。ただし、本事業の目的達成のために、より良い内容がある場合、事前に発注者に提案し、発注者が認めた場合は内容変更を可とする。
- ウ 参加する学生の支援、説明に向け、サポートするための人材や実施運営体制、施設等の調整は原則として受注者にて行うこととする。なお、サポートする人材等について、本市に所縁のある起業家、県内で活躍する起業家（企業）や県内大学生を積極的に活用し多様な世代間の交流機会を創出すること。
- エ 参加者の募集については、原則として受注者にて行うこと。募集方法については、特に指定しないが、ターゲット層となる学生等への周知および市内外への周知の策を受注者にて講じること。なお、発注者の参加者募集において協力が必要な場合は適宜発注者に協議すること。
- オ 参加者の募集にあたり、対象者やその保護者が理解しやすく興味をもてるポスタ

ーやフライヤーをデザインし、発注者により企画・実施すること。特に、上記以外にも、対象者やその保護者に届くような効果的な広報手段を都度提案、協議すること。なお、ポスター、フライヤーの作成および配送業務は受注者が行う。なお、参加者募集において協力が必要な場合は適宜発注者に協議すること。

カ プログラム参加の受付、参加決定や参加にかかる連絡および通知等は受注者により実施し、参加希望や参加にかかる個人情報の取扱いについては、十分に注意すること。

キ 都度の活動状況については、最終報告とは別に実施後遅滞なく、実施結果を発注者に報告すること。

(4) プロジェクトおよび学生参画プログラムの振り返り会議

ア 実施した事業の検証を行い、次年度以降、本市の取組に活用するため、履行期間内に、プログラム参加者・関係者（学生、起業家（企業）、行政）を一堂に会し、取組に係る振り返り会議を実施し、多様な世代間の交流機会および連携の強化を図ることとする。

イ 振り返り会議においては取組内容の報告、事後調査結果や成果物等を提供し、本会議出席者から有意義な意見が出るよう工夫すること。

ウ 振り返り会議の実施手法については、対面形式、オンライン形式を問わず、受注者の企画する方法によることとする。なお、振り返り会議については、一般聴衆者を集うイベント形式での成果報告会や関係者のみでの会議形式のいずれの形式でも構わない。

(5) WEB・SNSを活用した情報発信と見える化支援

ア 開催したイベントの実施時前後の内容は、受注者により考える事業計画に基づき、WEB・SNS等を活用して市内外に広く情報発信を行うこと。

イ 各イベントの内容は、原則として公開を予定している。地域内外への活動の見える化を前提としていることから、ホームページ、ユーチューブ、SNS等の広報・情報発信について、市の行う活動を積極的に支援し、受注者においても広報、情報発信を積極的に行うこと。（例：記者へのリリース資料の作成、市ホームページへの情報掲載など）

ウ 情報発信や広報の時期、また実施事業の成果や課題の見える化の手法、情報発信や広報の先については市と協議の上決定し、適宜適切に行われるよう対応すること。

5 成果物

本業務の成果物として、以下を提出すること。

(1) 業務実績報告書 1部

※報告書書式は任意とし、事業実施状況を実施風景の写真を添えて報告書にまとめることとし、契約書と同一の契約者名・捺印を押捺すること。

6 その他

(1) 全体総括

- ア 業務完了後は遅滞なく発注者へ報告書を提出すること。なお、書式は任意書式でかまわないが、当初企画内容や途中協議内容等を踏まえた結果がわかる内容としてまとめること。
- イ 本業務で実施した仕様の内容の実施効果や実施の様子については受注者にて検証し結果についてもまとめること。
- ウ 本事業に対し、市の説明や資料や情報提供、その他必要な協力があれば、事前に発注者に協議したうえで実施することとする。
- エ 都度の活動状況については、最終報告とは別に実施後遅滞なく、発注者に報告すること。

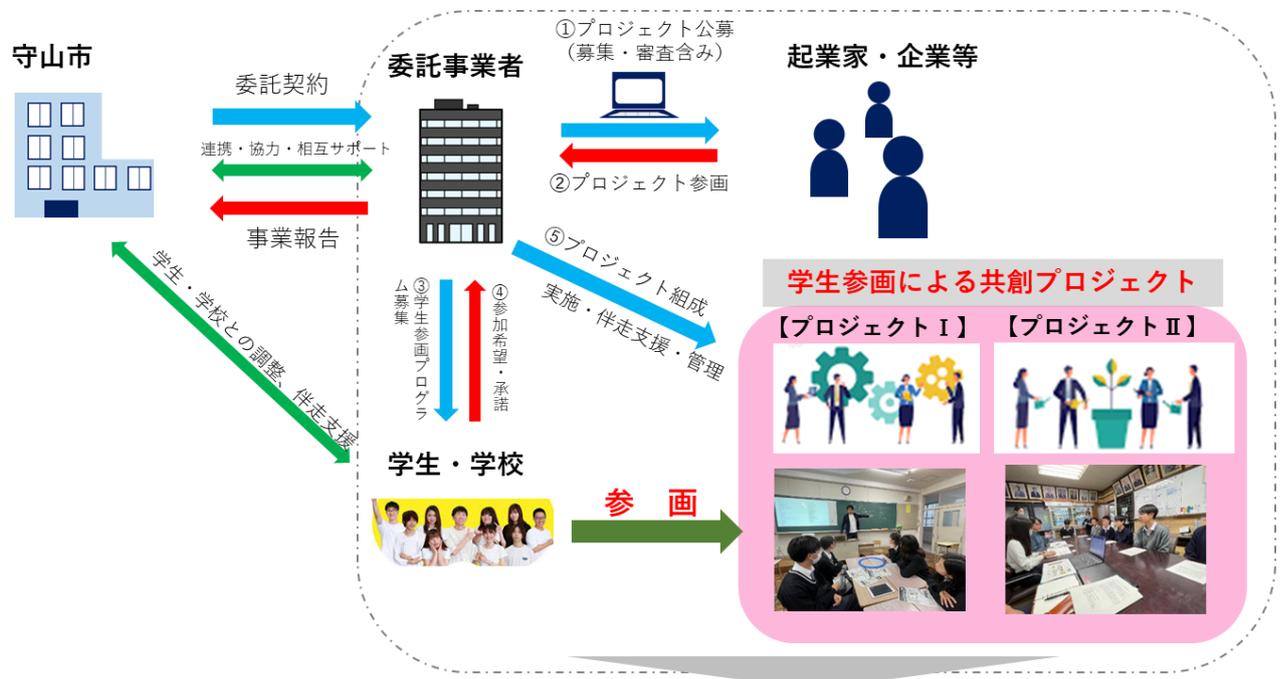
(2) 事業期間中の市の起業支援、官民連携の取組みとの連携

- ア 本事業については、市の実施する他の起業・創業支援事業や市、民間の事業、イベント、また国や県の官民支援機関との連携が必須となる。受注者のノウハウや知見を活かして、年間を通した市のブランディングが円滑な進行するよう、本市に関する情報把握はもとより、本市への情報提供や市のブランディングに向けた本市、地域・各機関との調整など連携を積極的に行うこと。
- イ 年間を通して、市との連携は密に図るなか、実施において調整が必要となる事項、市の情報提供や技術的な助言、指導、また市関係各課との調整や協力がいると判断した場合、遅滞なく市へ共有、協議の上、都度対応を検討し、実施することとする。
- ウ イベント・事業の実施に対して、国や県等の官民団体や企業等との共催・後援・協力要請および広報等に使用する名義申請については、必要に応じて受注者により行うこと。なお、市により実施した方が好ましいと思われる場合、この限りではなく、市と適宜協議の上、市が認めた場合には市が実施する。
- エ 国、県の行政機関のみならず、民間においても多数支援機関における起業支援のイベントが増加している。市の広報機会となるイベントの情報、PR機会の情報については、受注者により積極的に市へ共有するほか、市でこうした事業における広報機会がある際には、市の求めに応じて写真、資料の素材提供や資料作成への技術的な助言、支援を行うこと。

(3) 協議、資料提供や調整等

- 本仕様書に定めのない事項については、発注者と協議するものとする。なお、仕様書に定めた内容であっても、変更した方が好ましいと思われる場合、発注者と協議の上、発注者が認めた場合には変更を行えるものとする。
- 撮影等で使用した写真、データの著作権については、発注者に帰属するものとする。
- その他撮影等については以下のとおり。
 - ア 調査、取材、撮影において、警察との協議や許可申請、各施設への取材協力依頼や交渉が発生した場合、原則として受注者にて対応すること。ただし、業務を実施するうえで、発注者により各種調整、取材等を対応した方が好ましいと判断される場合は、発注者と協議の上、受注者とともに対応することとする。
 - イ 発注者の所有する写真素材や観光パンフレット等の既存資料が必要な場合、受注者の求めにより提出するものとする。
 - ウ 撮影に際し、被写体の手配、特殊な機材や備品が必要な場合、原則として受注者にて行うこと。ただし、発注者と協議し、発注者が承諾した場合は発注者により手配することを妨げない。

【参考：本事業のイメージ図】



【WEB・SNSを活用した情報発信・見える化】

- * プロジェクトの募集や採択結果
- * 学生参画プログラムや参画の様子
- * 共創プロジェクトの実施状況や成果
- * 振り返り会議
- * 成果報告会他